

高萩市・北茨城市
広域ごみ処理施設整備基本計画

【 概 要 版 】

令和元年 9 月

高萩市・北茨城市

1-1 施設整備の基本方針

北茨城市清掃センターは、昭和54年の稼働開始以来40年を経過し、県内でも古い施設であり、平成13年度から平成14年度に排ガス高度処理設備等の設置及び整備等を行い、その後も適切な点検整備・補修等を行ってきたが、一般的な焼却施設の耐用年数(20年)を大きく経過し、設備・機器類の経年的損傷は大きくなっている。

また、高萩市は、焼却施設を所有しておらず、資源物を除くほとんどの一般廃棄物を民間に処理を委託しており、東日本大震災発災時には災害廃棄物の処理に苦慮した経験がある。

このような中、両市とも安定的かつ適切な廃棄物処理を行うことで安心・安全な市民生活を図ること、さらには、広域化での処理を行うことで効率的かつ経済的な施設整備を図ることが必要である。

1) 計画の目的

本計画で整備する施設は、循環型社会形成に寄与する施設とし、エネルギーの有効利用を図るとともに資源化を推進し、自然環境との調和、周辺地域との共生ができるような配慮を行いつつ、経済性を考慮した施設計画とする。

2) 基本方針及びコンセプト

(1) 環境への配慮、災害時の役割

適切な排ガス処理、燃焼管理等を行うことで周辺環境の保全を図る施設を目指す。

また、災害時においても速やかな施設稼働を行える強靱な施設を整備するとともに、一時的な避難場所の提供など地域への支援が可能な施設を整備し、市民にやさしい施設を目指す。

(2) 循環型社会の推進、エネルギーの有効利用

積極的なリユース、リサイクルを行うとともに、参加型の環境学習が可能な施設を目指す。また、廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを近隣施設で有効活用するなど、エネルギー回収の促進を図るとともに循環型社会形成を促進する施設を目指す。

(3) ごみ処理の広域化

建設費、維持管理費ともに財政負担が大きい施設であることから、広域化による処理を実施するとともに、両市の将来予測を踏まえた適切な規模とし、効率的かつ経済的な施設を建設する。また、建設にあたっては循環型社会形成推進交付金及び震災復興特別交付税を活用し、市民負担の低減を目指す。

計画コンセプト

- ・ 地域の環境を保全し、災害時は復旧活動等を支援する森の工場
- ・ 循環型社会を推進し環境学習を展開する緑の杜の複合施設
- ・ 財政負担及び市民負担の低減化が可能な広域化施設

1-2 ごみ処理の現状と将来予測

1) 人口推移と将来予測

平成21年度から平成29年度までの実績値をもとに予測した令和15年度までの将来人口を図1に示す。

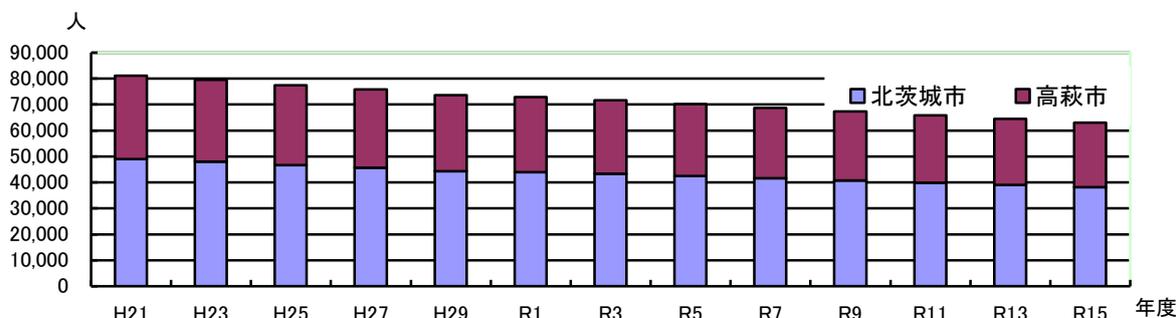


図1 人口推移と将来予測

2) ごみ搬入量の推移と将来予測

平成21年度から平成29年度までの実績値をもとに予測した令和15年度までの将来のごみ搬入量を図2に示す。

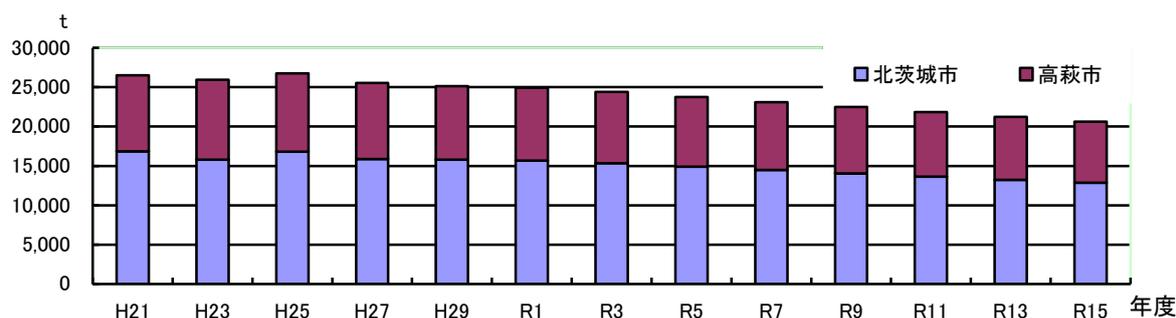


図2 ごみ搬入量の推移と将来予測

3) 計画ごみ質

焼却施設においては、搬入されるごみ発熱量が計画ごみ質より著しく低い場合には、炉内温度が低下し、焼却が不安定になりがちとなり、燃焼の完結には長時間を要することから、焼却能力が低下することとなる。

一方、水分が少なく、計画ごみ質より著しく高い場合には、供給空気量、燃焼ガスが増加し、ガス冷却設備や排ガス処理設備等が能力限界に達することで焼却能力が制限されることとなる。

したがって、焼却施設の計画にあたっては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみの計画値を設定する必要がある。

本計画の計画ごみ質については、北茨城市清掃センターの過去21年間のごみ質分析結果をもとに設定した。

なお、過去5年間のごみ質分析結果を表1に、計画ごみ質の設定値を表2に示す。

表1 北茨城市清掃センターのごみ質分析結果

年度	測定日	種類組成						単位 容積 重量 (kg/m ³)	三成分			低位 発熱量 (実測値) (kJ/kg)
		紙・ 繊維類 (%)	ビニール・ 合成繊維・ ゴム・ 皮革類 (%)	厨芥類 (%)	木・竹 わら類 (%)	不燃物類 (%)	その他 (%)		水分 (%)	可燃分 (%)	灰分 (%)	
H25	H25.5.9	58.8	29.5	7.4	0.7	1.4	2.2	183	44.4	48.7	6.9	9,890
	H25.8.5	39.3	30.2	15.3	12.7	0.1	2.4	233	65.8	30.8	3.4	5,650
	H25.11.14	38.0	41.4	14.1	4.4	0.2	1.9	180	54.3	42.0	3.7	9,880
	H26.2.13	21.6	45.5	22.6	2.9	0.3	7.1	154	57.3	36.5	6.2	8,230
H26	H26.5.22	43.1	21.0	31.0	1.7	0.6	2.6	202	62.5	33.5	4.0	5,340
	H26.8.6	44.5	31.5	19.5	1.0	1.9	1.6	229	63.2	32.7	4.1	5,990
	H26.11.10	53.2	22.2	21.1	2.7	0.1	0.7	145	58.4	38.0	3.6	7,090
	H27.2.10	31.8	17.2	38.3	8.4	0.6	3.7	152	72.3	24.9	2.8	3,390
H27	H27.5.14	51.5	24.9	19.5	3.2	0.3	0.6	106	62.9	34.2	2.9	7,890
	H27.8.10	41.3	32.6	23.7	2.0	0.2	0.2	238	62.8	34.8	2.4	6,580
	H27.11.10	51.3	27.4	16.5	4.3	0.2	0.3	149	54.2	42.0	3.8	8,380
	H28.2.10	31.6	41.5	17.2	9.0	0.0	0.6	118	40.7	56.0	3.3	14,360
H28	H28.5.12	21.6	48.0	11.3	18.5	0.3	0.3	126	56.9	39.5	3.6	9,280
	H28.8.3	57.4	22.5	7.7	12.0	0.2	0.2	181	48.0	45.3	6.7	7,880
	H28.11.9	30.9	18.9	7.8	35.7	0.3	6.4	153	63.8	31.1	5.1	6,330
	H29.2.7	13.9	24.4	0.2	60.9	0.4	0.2	133	44.5	53.9	1.6	12,910
H29	H29.5.9	29.0	22.8	15.7	31.4	0.8	0.3	140	68.8	28.2	3.0	4,770
	H29.8.8	45.5	30.4	5.4	18.4	0.1	0.2	206	60.6	35.7	3.7	7,330
	H29.11.15	29.0	41.0	4.7	24.6	0.3	0.4	131	51.3	44.2	4.5	11,300
	H30.2.8	29.5	47.8	1.1	16.5	3.4	1.7	119	45.4	46.8	7.8	12,180

表2 計画ごみ質及び元素組成の設定値

区分		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分	%	61	46	28
	可燃分	%	33	47	64
	灰分	%	6	7	8
低位発熱量		kJ/kg	5,000	8,300	12,400
単位体積重量		Kg/m ³	280	200	120
元素組成	炭素量	%	19.0	27.0	36.8
	水素量	%	2.7	4.0	5.3
	窒素量	%	0.3	0.5	0.6
	硫黄量	%	0.0	0.0	0.0
	塩素量	%	0.4	0.5	0.7
	酸素量	%	11.2	15.5	20.7

2 計画する施設

1) 計画地

北茨城市中郷町小野矢指地内

敷地面積 55,232 m²

建設用地面積 約30,000 m² [平場面積]

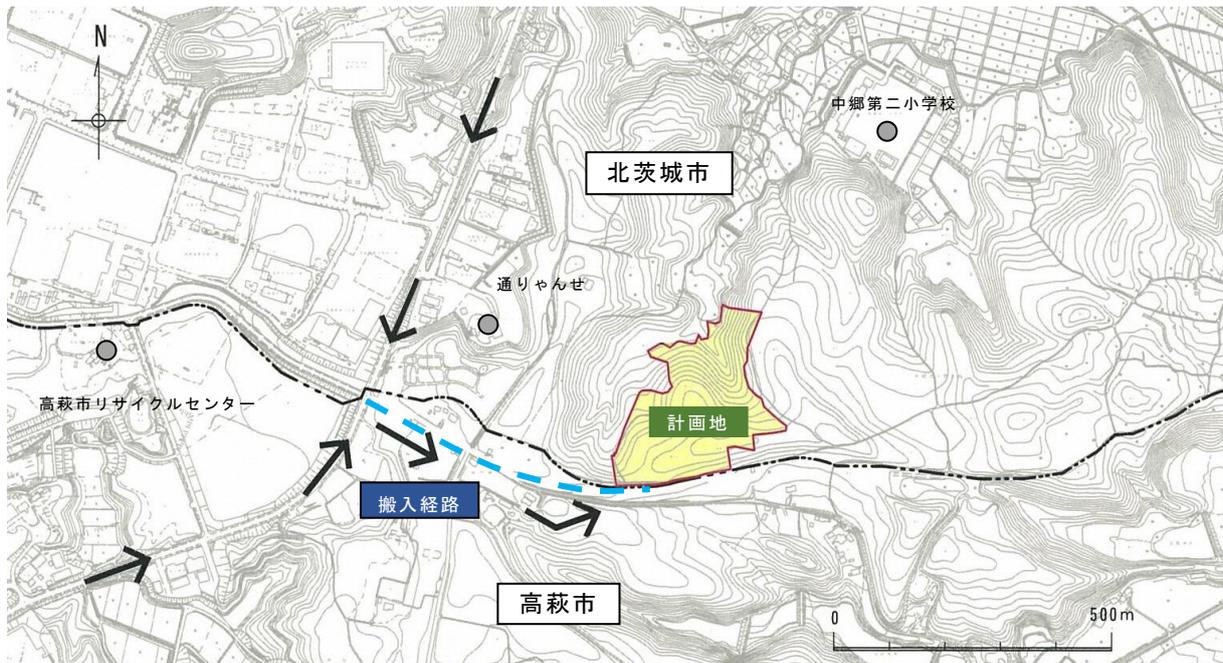


図3 計画地周辺図

2) 計画施設の規模と処理方式

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）

計画規模： 80 トン/24 時間（40 トン/24 時間×2 炉）

全連続燃焼式（24 時間連続稼働）

処理方式： ストーカ方式（北茨城市清掃センターと同じ方式）

(2) マテリアルリサイクル推進施設

計画規模： 7.7 トン/5 時間

（粗大ごみ処理施設；2.9 トン/5 時間、資源化施設；4.8 トン/5 時間）

項目	不燃性粗大ごみ	不燃ごみ	びん類	缶類	ペットボトル
計画規模 (ト/5 時間)	0.8	2.1	2.4	1.1	1.3

※エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設とも、計画規模は、高萩市及び北茨城市の過去のごみ処理実績と、両市の人口ビジョンによる将来人口をもとに推計した。

3) 建設期間

契約締結から令和 5 年 3 月（実質工期約36ヶ月）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5
事業者選定	■				
造成工事		■			
設計・建設工事		■			
施設稼働					■

4) 計画施設で処理するごみの種類

(1) 可燃ごみ

エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「エネルギー回収型施設」という。）において、焼却処理する。

(2) 不燃ごみ

金属類等の処理不適物を分離除去し、破砕施設にて破砕後、磁力選別及びアルミ選別を行う。

破砕施設、磁力選別及びアルミ選別後に生じる残渣は、エネルギー回収型施設で焼却処理する。また、磁力選別及びアルミ選別により選別された鉄、アルミは資源化する。

(3) 粗大ごみ

搬入された粗大ごみは、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分類し、可燃性粗大ごみはエネルギー回収型施設に整備する破砕施設で破砕し、焼却処理する。

不燃性粗大ごみは、モーターなどの比較的大きな金属などを除去した後、不燃ごみと同様に破砕施設にて破砕後、磁力選別及びアルミ選別等を行う。

(4) 資源ごみ

資源ごみのうち、びん類、缶類、ペットボトルについては、選別・圧縮・梱包等の中間処理を行い、資源化する。

また、紙、布類については、選別を行い、資源化する。

(5) 有害ごみ

乾電池、蛍光管等は、施設内に集積を行い、処理機関に委託して処分する。

3 エネルギー回収型廃棄物処理施設

1) 処理方式

エネルギー回収型施設（焼却施設）の処理方式は、過去10年の他自治体等の採用実績から、ストーカ方式、流動床方式、シャフト炉式ガス化溶解方式及び流動床式ガス化溶解方式を選定し、これらの方式の「実績・安定性」、「エネルギー・環境配慮」、「経済性」について、比較・評価を行った。その結果については、表3に示す。

なお、炉形式については、ダイオキシン類の排出削減の実施可能性、熱エネルギーの有効利用（余熱利用）の観点から、全連続燃焼式とする。

表3 処理方式の評価結果

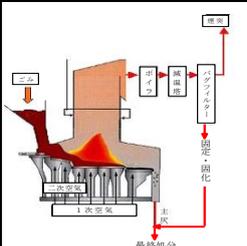
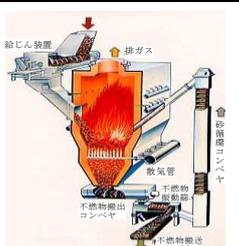
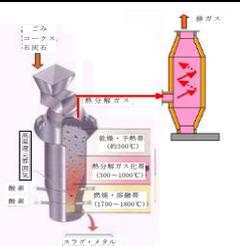
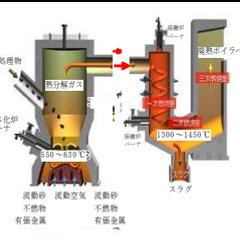
評価項目	ストーカ方式	流動床方式	シャフト炉式 ガス化溶解方式	流動床式 ガス化溶解方式
実績・安定性	◎	△	○	△
エネルギー・環境配慮	◎	◎	△	○
経済性	◎	△	○	○

凡例； ◎；優れている ○；普通 △；やや劣る ×；劣る

◇本計画による処理方式

処理方式は、①比較的近郊に民間の最終処分場があり灰の処分先が確保できる状況にあること、②長い歴史と豊富な実績による処理技術の信頼性（安全性・安定性）から圧倒的な採用実績がある方式であること、③建設費及び運営費など経済性に優れていることから、現在の北茨城市清掃センターと同じ方式である「ストーカ方式」とする。

表4 処理方式の比較

項目	焼却方式		ガス化熔融方式	
	ストーカ式	流動床式	シャフト炉式	流動床式
処理フロー				
処理の概要	<ul style="list-style-type: none"> 代表的な炉内構造は、ごみを乾燥させるための乾燥段、焼却するための燃焼段、未燃焼分を完全に焼却するための後燃焼段の3段構造となり、可動する火格子上でごみを移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる。（現在は、流動床のような堅型ストーカ炉もある。） 焼却灰は、不燃物とともに炉の下部から排出される。 高温排ガス中に含まれる飛灰は、排ガス処理設備（集じん機）で捕集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 炉内に熱砂が入っており、この砂による流動層に破碎したごみを投入し、乾燥、燃焼、後燃焼をほぼ同時に行う方式で、ごみは流動層内で攪拌され、短時間で燃える。 アルミ、鉄、がれき等の不燃物は、流動床炉底部より抜き出され、資源化等を行う。 灰は、高温排ガスとともに炉上部から排出され、排ガス処理設備（集じん機）で飛灰として捕集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高炉技術が基礎で、堅型シャフト炉で、乾燥、ガス化、熔融を同一炉内で行う。 ごみは炉上部からコークス等の副資材とともに投入し、炉底に向けて下降する過程で乾燥し、可燃分は熱分解してガス化、不燃分は炉底部で熔融し、スラグとなる。 熱分解ガスは、炉上部から後段の燃焼室で完全燃焼し、熔融飛灰は排ガス処理設備（集じん機）で捕集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 流動床炉内で、ごみを450～600℃で熱し、熱分解を継続して行う。 アルミ、鉄、がれき等の不燃物はガス化流動床炉底部より抜き出す。 ガス化炉の後段に設置される熔融炉で熱分解ガスと炭素分（チャー）を熱源として不燃物の熔融を行い、スラグが排出される。 熱分解ガスは、炉上部から後段の燃焼室で完全燃焼し、熔融飛灰は排ガス処理設備（集じん機）で捕集する。

2) 計画規模

計画規模の設定については、①可燃ごみの全量、②マテリアルリサイクル推進施設（以下「リサイクル施設」という。）から発生する残渣の全量を焼却することとし、過去の焼却量と施設稼働時の人口予測をもとに推計された量に施設稼働率、災害廃棄物処理のための余裕分（5t）を考慮して設定した。計画規模の算定結果については、表5に示す。

表5 焼却量の推移と計画規模の算定結果

項目	単位	H24	H29	R5	R10	R15
焼却量	t	20,878	20,616	19,946	18,313	16,754
可燃ごみ	t	20,878	20,616	19,313	17,714	16,188
リサイクル施設残渣	t	0	0	633	599	566
稼働率	—	0.7364	0.7364	0.7364	0.7364	0.7364
焼却量に対する処理規模	t/日	78	77	75	68	62
災害廃棄物処理余裕量	t/日	5	5	5	5	5
計画規模	t/日	83	82	80	73	67

※H24, H29の稼働率、災害廃棄物処理余裕量の数値は、R5における計画規模と比較するため、R5と同じ数値を用いている。

※稼働率は、点検整備日数を85日、調整稼働率を0.96として、(365日-85日)÷365日×0.96=0.7364としている。

4 リサイクル施設

1) 処理方式

循環型社会の形成を図るためには、廃棄物の減量化、資源の有効活用、廃棄物の再資源化が重要であることから、資源ごみ、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみを合理的、衛生的に処理・再生することを目的に施設整備を行う。

両市ともに現在埋立処分を行っている不燃ごみ及び不燃性粗大ごみを、単に埋立処分するのではなく、収集されたごみを破碎した上で、資源物となる金属類（鉄、アルミ）を選別し有価物を回収するとともに、破碎後に発生する残渣は焼却可能物として回収することにより熱エネルギー源として有効活用を図る。

なお、びん類、缶類、ペットボトル等の資源ごみとして回収されたものについては、選別、梱包を行い有価物とする。

処理の形態は、不燃ごみ・不燃性粗大ごみは、図4-1に、びん類・缶類・ペットボトルは図4-2に示す。

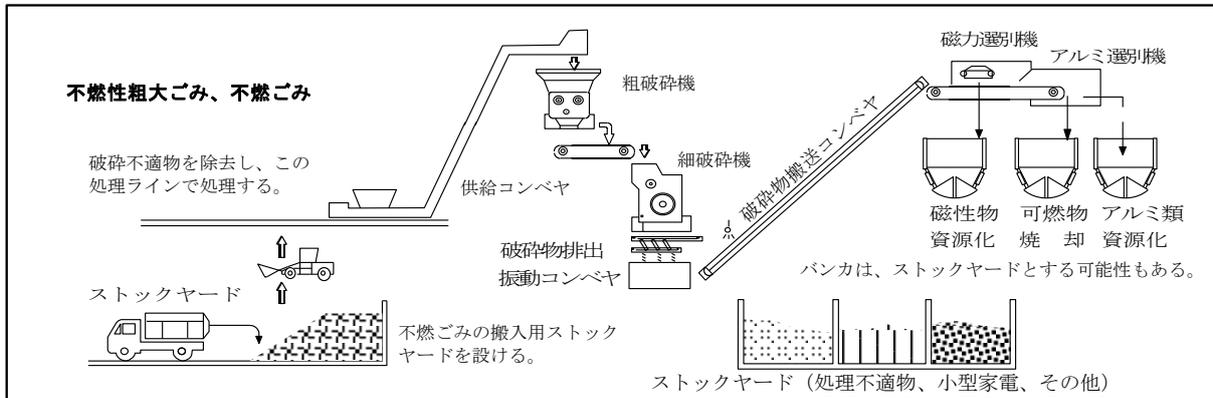


図4-1 処理形態図（不燃ごみ・不燃性粗大ごみ）

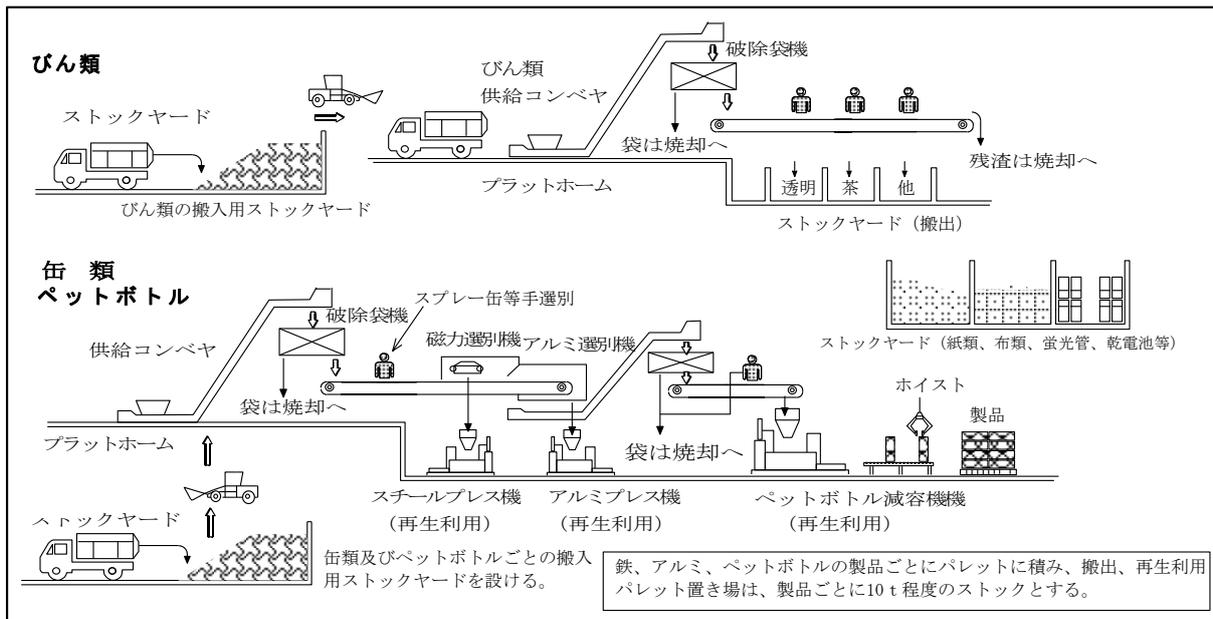


図4-2 処理形態図（びん類・缶類・ペットボトル）

2) 計画規模

リサイクル施設の計画規模の設定については、両市のごみ処理を一施設で対応することとし、両市のごみ量に対応した適切な能力を確保できる規模の7.7トン/5時間とする。

計画規模の算定結果については、粗大ごみ処理施設は表6-1に、資源化施設は表6-2に、リサイクル施設の合計を表6-3に示す。

表6-1 粗大ごみ処理施設の処理量の推移と計画規模の算定結果

項目	単位	H24	H29	R5	R10	R15
粗大ごみ処理施設処理量	t	747	541	628	596	563
不燃ごみ	t	558	369	467	443	419
不燃性粗大ごみ	t	189	172	161	153	144
稼働率	—	0.6438	0.6438	0.6438	0.6438	0.6438
計画規模	t/日	3.5	2.6	2.9	2.9	2.6

※稼働率は、年間の休日を123日とし、点検整備日数を7日とすると、 $(365日-123日-7日) \div 365日 = 0.6438$ としている。

表6-2 資源化施設の処理量の推移と計画規模の算定結果

項目	単位	H24	H29	R5	R10	R15
資源化施設処理量	t	1,267	992	1,087	1,106	1,116
びん類	t	580	505	543	552	557
缶類	t	300	248	261	266	268
ペットボトル	t	387	239	283	288	291
稼働率	—	0.6438	0.6438	0.6438	0.6493	0.6493
計画規模	t/日	5.6	4.4	4.8	4.8	4.8

※H24、H29の稼働率の数値は、R5における計画規模と比較するため、R5と同じ数値を用いている。両施設とも項目の分類毎に端数切上げで計算している。また、R10年度以後は稼働日数を2日増やし、稼働率を0.6493としている。

表6-3 リサイクル施設の計画規模の算定結果

項目	単位	H24	H29	R5	R10	R15
マテリアルリサイクル施設計画規模	t	9.1	7.0	7.7	7.7	7.4
粗大ごみ処理施設	t	3.5	2.6	2.9	2.9	2.6
資源化施設	t	5.6	4.4	4.8	4.8	4.8

5 環境保全計画

廃棄物処理施設整備にあたっては、地域住民の生活環境を保全することは重要な要件である。

本計画においては、公害防止技術の向上等を背景に、大気汚染防止法、騒音規制法等の公害規制に係る基準より厳しい自主規制値（管理基準値）を設定するとともに、適切な排ガス処理や燃焼管理等を行うことで周辺環境の保全を図る。

1) 排ガス

排ガスに関する公害防止基準は、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀については、大気汚染防止法により排出基準が設定されており、ダイオキシン類については、ダイオキシン類特別措置法により排出基準が設定されている。

計画施設においては、施設周辺の自然環境及び生活環境へ配慮した施設となるよう、排出基準より厳しい自主規制値を設定する。自主規制値は表7に、排ガスの処理方法は図5に示す。

表7 排ガスの自主規制値

項目	単位	自主規制値	法令基準値
ばいじん	g/m ³ N	0.01	0.15
硫黄酸化物	ppm	30	※1) 4,600
窒素酸化物	ppm	50	250
塩化水素	ppm	50	430
水銀	μg/m ³ N	30	30
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	5

※1) 硫黄酸化物の法令基準値はK値で規制されており、計画区域のK値は17.5である。硫黄酸化物の法令基準値は、煙突高さ、煙突口径、排ガス量、排ガス温度等により計算されるため、相当値で記載している。

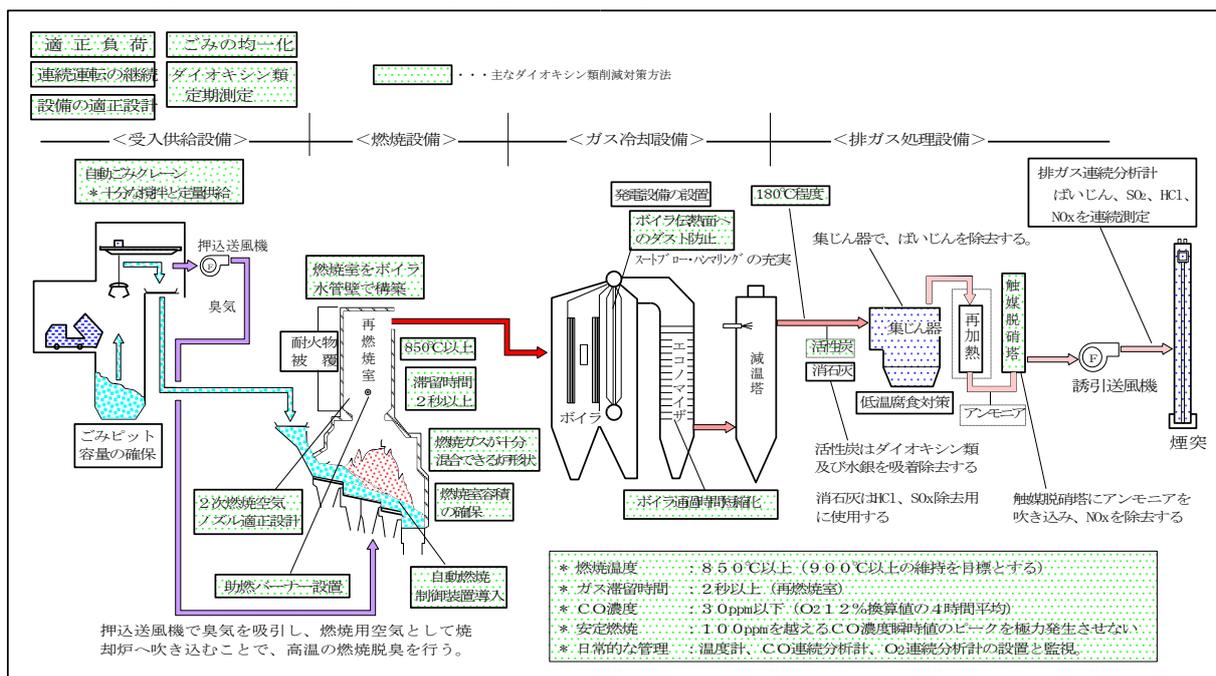


図5 ストーカ炉の処理フロー及び排ガス処理の概要図

2) 粉じん

リサイクル施設は、処理工程によっては粉じんが発生することもあるため、本計画では、周辺環境及び作業環境の保全のため、防じんカバー、集じんフード、集じん器、散水設備等を設置し、粉じん対策を行うものとする。

また、粉じん濃度については、法令基準値の設定はないものの、自主規制値として排気口出口において0.1g/m³N以下として設定する。

3) 排水

計画施設から発生する排水は、生活排水及び雨水排水を除き全量を施設内で再利用する。

生活排水は浄化槽で処理を行った上で、雨水排水は調整池で流量調整を行った上で、中郷工業団地汚水専用排水管に接続する。

なお、再利用の方法については、図6に示す処理を基本として適切な方法で処理する。

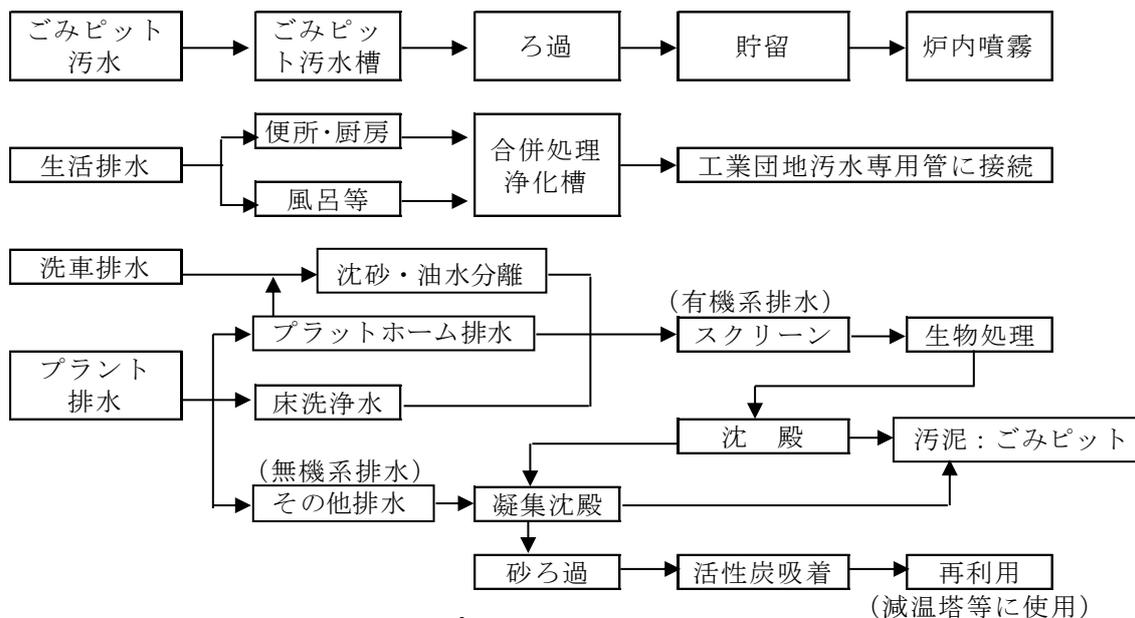


図6 プラント排水処理フロー

4) 騒音・振動

施設の稼働に伴い発生する騒音については、騒音規制法により規制基準が設定されているが、振動については、茨城県生活環境の保全等に関する条例により規制がされているものの、数値としての規制がない。

計画施設においては、施設周辺の自然環境及び生活環境へ配慮した施設となるよう、規制基準より厳しい自主規制値を設定する。自主規制値は、騒音は表8に、振動は表9に示す。

表8 騒音の自主規制値

時間帯	自主規制値	法令基準値
昼間（8時～18時）	60 dB	65 dB
朝・夕（6時～8時，18時～21時）	55 dB	60 dB
夜間（21時～6時）	50 dB	50 dB

表9 振動の自主規制値

時間帯	自主規制値	法令基準値
6時～21時	65 dB	70 dB
21時～6時	55 dB	60 dB

※法令基準値は、振動規制法が該当となった場合の計画地での基準を参考として記載している。

5) 悪臭

悪臭防止法に定める特定悪臭物質（22物質）について、敷地境界線、煙突その他の気体排出施設の排出口、敷地外（排出水中の濃度）における悪臭防止法で定める規制基準を遵守するものとする。

また、複合的な臭気に対しては、法令基準値の設定はないものの、自主規制値として、臭気指数14以下として設定する。

・臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。
具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

[臭気指数の目安]

臭気指数10 梅の花の香り

臭気指数20 手持ちの花火をしているときのおい

臭気指数30 ガソリンを給油するときのおい

6) 灰処理

エネルギー回収型施設からは、焼却灰等が発生し、一部の灰には重金属類が含まれるため、薬品処理等を行い、安定化させた後に最終処分を行うこととする。

6 余熱利用計画

余熱の利用については、蒸気タービンによる発電を行い、2炉稼働時は計画施設の全て及び通リゃんせへの電力供給を行うものとする。また、発電を行った後の余剰熱については、計画施設内の給湯として使用するものとする。

余熱等のエネルギー回収のイメージを図7に示す。

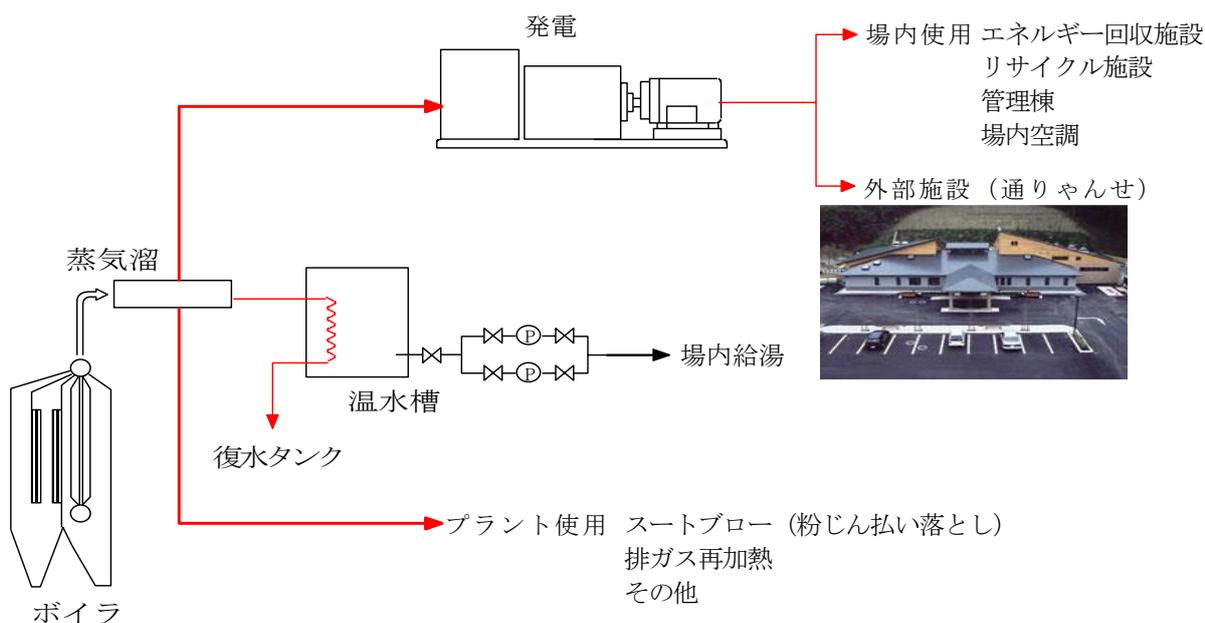


図7 余熱等のエネルギー回収イメージ

7 環境学習設備・再生利用・展示施設

ごみ処理や環境関連の学習・研究・実践などが可能な学習室を設けると共に、再生利用が可能な家具等の修理・クリーニング等を行う設備などを設ける計画とする。

実施の内容については今後の検討課題であるが、できるだけ人が集まり、有効に利用できる施設であることが必要である。そのため、地域住民等や環境 NPO が主体となった運営の検討や再生利用施設の技術者の確保、参加型の学習方法について検討を行う。

なお、環境学習、再生利用・展示内容等については、表 10 の利用方法が考えられる。

表 10 学習、再生利用・展示内容の例

項目	内容
環境学習	<ul style="list-style-type: none">・資源再生の実験工場の設置・資源ごみを用いた工作教室
再生利用・展示	<ul style="list-style-type: none">・再生利用が可能な家具等の再生・緑の広場を活用したフリーマーケットの開催・焼却施設や発電施設のカットモデル、ミニごみクレーン操作模型等の展示・ごみ分別ルールについて、ゲーム形式で学習ができる展示・廃材アートの展示

8 土木・建築計画

1) 建築計画方針

災害時においても稼働できるよう十分な構造強度を確保するとともに、計画地周辺の緑あふれた自然環境に配慮した景観とし、清潔感を持った、市民に親しまれるものとする。

2) 造成・配置計画

事業用地は変形した形状で高低差のある山林であるため、用地南側の比較的平坦な台地頂部（約3ヘクタール）を造成した上で、建設用地として使用する。

施設の配置については、施設利用者の施設間の移動距離を短くする配置とし、利用者の利便性の向上を図る。このため、エネルギー回収施設とリサイクル施設を合棟にする。

また、①ストックヤードをリサイクル施設内に設置する、②来客車両と工場棟利用車両との車路を分離する、③多目的に利用できる広場を設けるなど、施設全体の機能性、安全性を考慮しつつ、敷地の有効利用を図る。

各施設の大まかな配置計画を図8に示す。

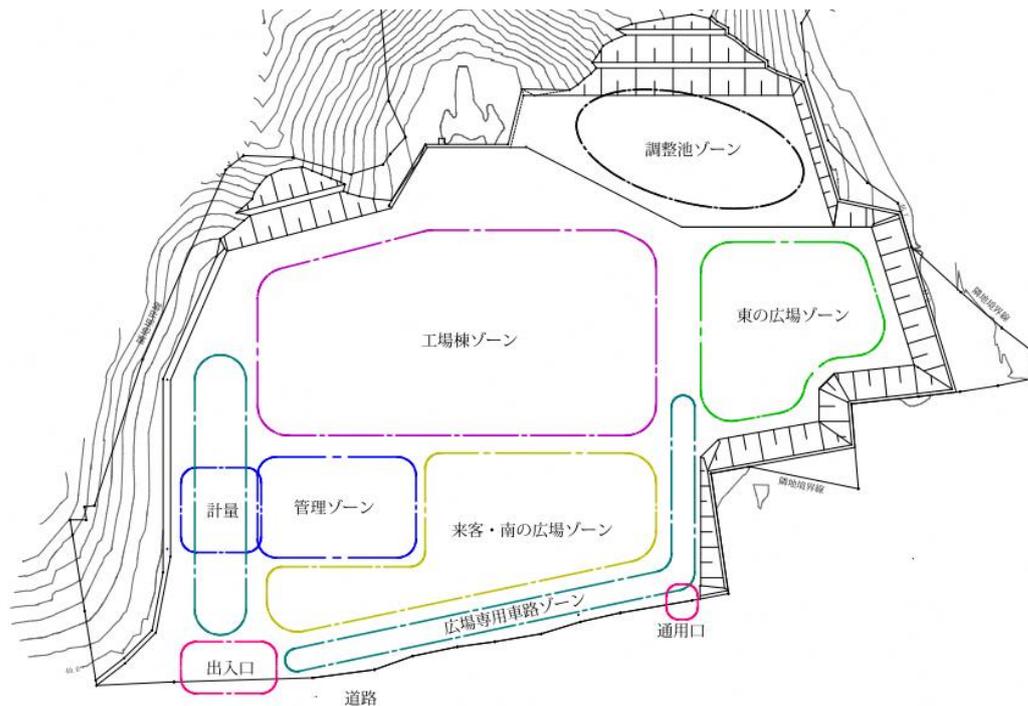


図8 配置計画ゾーニング図

9 事業方式

廃棄物処理施設整備に係る事業方式は、施設整備や運営事業を効果的に実施するため、事業実施主体や責任・役割分担の違いにより、公設公営方式（建設・運営を全て行政が行う方式）、DBO方式やPFI方式（運営又は建設・運営を民間が行う方式）がある。

施設整備にあたっては、両市の現在のごみ処理状況を鑑み、早期に安定的なごみ処理体制を整備することが必要である。

施設運営においても、緊急時や将来の法令等の制度変更に対しても速やかな対応が必要であり、安全にごみ処理事業を継続する責任がある。

更には、循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税を活用し、自治体負担の軽減を図る必要がある。

これらのことを基本的な考え方とし、本施設整備にあたっては、両市がごみ処理に対する責任を持って事業を行える「公設公営方式」を採用する。

将来の施設運営については、運営に係る責任分担や運営中の管理（モニタリング）方法を明確にすることで、民間のノウハウを活かして維持管理を行う「長期包括委託方式」も維持管理経費の削減が期待できるため、施設建設期間中に運営方式の検討を行う。

10 施設整備費等財政計画

本施設の建設にあたっては、循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税を最大限に活用し、一般財源の支出抑制を図る。